

付1.	査定業務に日常関連する書式	83
(1)	自動車検査証等	83
(2)	自動車損害賠償責任保険証明書	84
(3)	定期点検整備記録簿例(自家用乗用車等用)	85
付2.	外装関係の査定参考資料	86
	乗用車の主要ボディ外板の各種呼称	86

## (5) 査定の方法

第6条 査定業務実施店は、中古自動車の査定に際し、協会が別に定める中古自動車査定基準に基づき査定士に査定を行わせるものとする。

査定業務実施店が査定を行うには、協会が定めた中古自動車査定基準によって行うことに定められています。

## (6) 査定証の交付

第9条 査定業務実施店は、査定料金を受領したときは、査定依頼者に対し、査定価格を証明する査定証（様式査-3-(1)）を交付するものとする。

2 前項の場合、査定依頼者から要求を受けたときは、個別査定書に基づいて査定価格の算定の内容を説明するものとする。

査定業務実施店は、中古自動車を査定し査定料金を受領した場合は査定価格を証明する所定様式の「査定証」（74頁参照）を査定依頼者に交付します。その際、査定依頼者から算定内容の説明を求められたならば、その車両について作成した個別査定書に基づいて説明することとなっています。

## (7) 個別査定書の保管

第10条 査定業務実施店は、中古自動車を査定の際に作成した個別査定書は、保管しておかなければならない。

2 協会は、必要に応じて個別査定書を調査できるものとする。

〈細則〉 第2条 規程第10条第1項の個別査定書の保管期間は、1年とする。

査定業務実施店は、個々の中古車の査定内容を記録した個別査定書を1年間保管することとされており、なお、協会が必要とした場合にはそれらの内容について調査できることとなっています。

## (11) 査定士証

第14条 協会は、技能検定に合格した者のうち前条の査定士の種類に応じて次の各号の条件を充たすことを確認のうえ、その氏名、住所、所属会社名、その他必要な事項を査定士登録簿（様式査-4）及び査定士管理システムに登録し登録査定士（以下、査定士という。）として管理する。

- (1) 技能検定に合格し、年齢18歳以上に達した者
- (2) 協会又は査定業務実施店に所属している者
- (3) 普通自動車第一種運転免許以上を取得している者

ただし、大型車査定士にあっては、大型第一種運転免許以上を取得している者

2 合格後、各号の条件を充たしていないものは、査定士管理システムに非登録者として登録し管理する。

第15条 協会は、前条により査定士として登録を行った者に対し、当該査定業務実施店を通じ、査定士証（様式査-5）を交付する。

2 協会は、前条2項の非登録者より前条(1)～(3)項の条件を充たした旨の申し出を受けた場合、合格年月日より3年未満の者に査定士証を交付する。ただし、合格後3年以上非登録の者は、別に定めるところにより審査のうえ交付するものとする。

3 協会は、査定士が査定士証を紛失し、破損し又は汚損等したことにより、再交付の申し出を受けたときは、当該査定業務実施店を通じ、再交付する。

〔その他関連、第16条、第17条〕

協会は、査定業務実施店から協会に通知されたその店所属の、上記（1）～（3）の条件を充たす者について、氏名、住所等を査定士登録簿に登録し、それらの者に対し、その店を通じて査定士証を交付します。

査定士証の有効期間は満3年間ですが、期限前1年の間に、協会が実施する技能向上研修を受講し、その際協会又は査定業務実施店の何れかに所属しており、かつ、必要とされる運転免許を保持していることの確認された者については有効期間を更新します。〔細則 第4条〕

査定士証に記載されている事項に変更が生じた場合（運転免許資格を失った場合、退職した場合も含む）には、その査定業務実施店はそれを協会に届け出なければなりません。なお（ ）内である場合には、その者の査定士証を協会に返納することになります。

**⑤ 特殊形状車両減価**

標準型車に比べ、特別仕様または特殊用途のため通常の取引量が極めて少なく、市場において一般的に標準車とは同一に扱えない車両について適用する減点です。

**⑥ 特殊損傷車両減価**

特殊積載物または特定地域で使用された車両のうち他と比較して損傷の度合いが大きく、他に転用する場合支障があると認められる車両について適用する減点です。

**⑦ ボディカラー加減点**

市場におけるボディカラーの格差を評価に反映させるため、乗用車系についてはボディカラー加減点を行うことができるようになっています。

**⑧ 商品価値加減点**

商品性に影響する理由等がある場合に加減点を行うことができるようになっています。

**⑨ 車検残加点**

自動車検査証等の有効期間が満4ヵ月以上残っている車両については、車検残のあることの優位性を勘案し、商品価値として加点を行います。

**⑩ 自賠責残加点**

自動車損害賠償責任保険の有効期間が満3ヵ月以上残されている車両については、保険解約料の月割額をベースとして定めた点数を加点します。

## 第3章 中古自動車の査定に係わる法規

### 1. 道路運送車両法

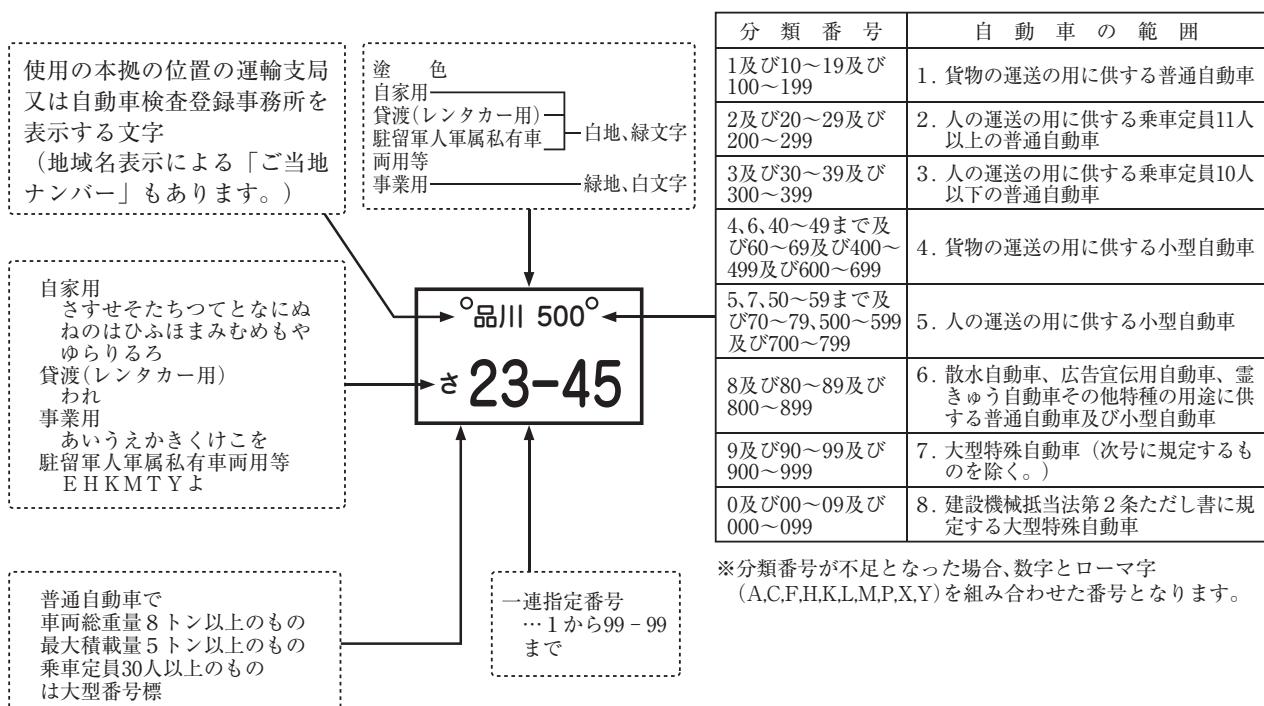
道路運送車両法は、自動車に関する安全性の確保と公共の福祉増進等のため昭和26年に制定された法律であって、査定業務の観点から要点を掲げると、次の諸要素を柱として構成されています。

- ① 自動車の所有権を公証する登録制度〔自動車登録番号標の取付、封印、車台番号の打刻〕
- ② 自動車の構造・装置に係わる安全確保と環境公害防止のための技術基準〔道路運送車両の保安基準〕
- ③ 自動車使用者が行うべき点検整備の基準〔自動車点検基準〕
- ④ 自動車整備の向上を図る自動車整備士技能検定
- ⑤ 自動車の検査〔自動車検査証等の交付と備え付け、検査標章の表示〕
- ⑥ 自動車分解整備事業者の認証〔分解整備記録簿とその保管〕

#### (1) 自動車登録番号標(通称ナンバープレート)の表示方式

ナンバープレートの表示は次の図のように定められています。

ナンバープレート(自動車登録番号標)の見方



(交文社「自動車登録検査関係申請要領」より転載(一部修正)

## (2) 中 古 車

(ア) 店頭展示車のフロントガラスにはプライスボード等により、次の事項を表示しなければならない。

- ① 車名、主な仕様区分
- ② 初度登録年月（軽自動車にあっては初度検査年）
- ③ 販売価格
- ④ 走行距離数
- ⑤ 自家用、営業用、レンタカー、その他の別
- ⑥ 自動車検査証等の有効期限
- ⑦ 前使用者の点検整備記録簿の有・無
- ⑧ 保証の有・無
- ⑨ 定期点検整備実施状況
- ⑩ 修復歴（車体の骨格にあたる部位の修正および交換歴）の有・無

(イ) 店頭展示車が特定の車両状態に該当する場合は、必要な事項を書面に記入し、フロントガラス等に表示するとともに、購入者には、同書面を交付することとなっている。

(ウ) 顧客に誤認を与えるような誇大広告を制限するなど宣伝・広告の方法等が定められています。

〈必ず表示する事項〉

必 要 表 示 事 項	店頭展示車	広 告	
		価格を表示する場合	通 信 販 売
1. 車名、主な仕様区分	○	○	○
2. 初年度登録(検査)年月	○	○	○
3. 販売価格 ●諸費用等は別途の旨の表示	○ ○	○ ○	○ ○
4. 走行距離数	○	○	○
5. 自家用、営業用、レンタカー、その他の別	○	○	○
6. 自動車検査証等の有効期限	○	○	○
7. 前使用者の点検整備記録簿の有・無	○	(省略可)	(省略可)
8. 保証の有・無	○	○	○
9. 定期点検整備実施状況	○	○	○
10. 修復歴の有・無	○	○	○
11. 塗色	—	○	○
12. 通信販売の必要表示事項	—	—	○

## 第4章 車両の点検手順とカーチェックシートの記入要領

### 1. 点検手順

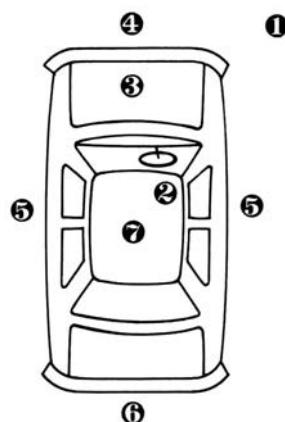
見落しを防ぐうえから、点検手順を一定させ、それに沿って作業が自然に進むように身につけておかなければなりません。

ある程度経験を積むと、一般的な評判や査定士個人の好みといったものに左右されて点検が粗略になり査定を誤る例もありますので、点検はありのままの状態を手堅く着実にとらえてゆかなければなりません。

#### 〈参考〉

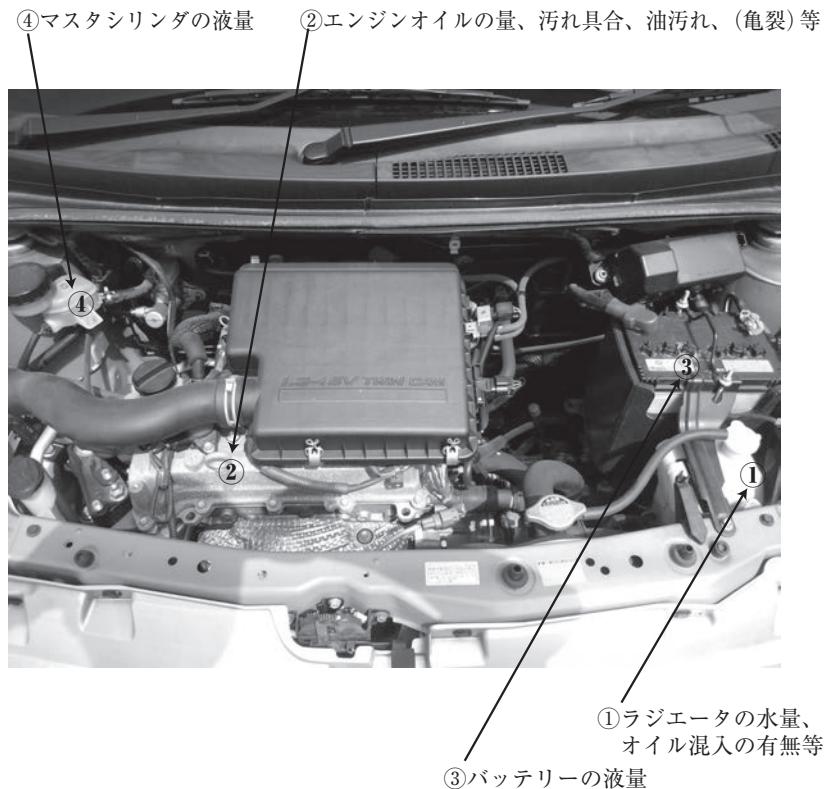
##### 標準的な点検手順

- ① 外周一巡：ナンバープレート、全体の印象
- ② 運転席および室内：自動車検査証等・保険証の転記、点検整備記録簿並びに標章の確認、走行キロ・計器・装備品の確認、内装の状態確認、ボンネットおよびトランクのロックをはずす、エンジン始動、クラッチ・ミッション等の機能点検



#### ④ エンジンルーム内

- 現車と自動車検査証等との同一性の確認
- 各装備品機器の有無と状態（エアコン、パワステ等のユニット、ポンプなど）
- 内部周壁パネルの補修跡
- 冷却水とエンジンオイルの量、もれ、混り、オーバヒート跡
- マスターシリンダ及びバッテリーの液量



#### ⑤ ボディ外板

- 板金補修跡の有無
- 損傷とその位置（目の高さより高いワンボックス車およびトラックのルーフも忘れずに）
- 腐食の有無（表面の異状は微小でも裏面は広く進行している）
- 損傷の二次波及の有無と範囲
- トランクルーム内補修跡の有無

#### ⑥ 塗 装

- むら、ペーパー加工、パテ等の補修跡
- 塗替えられていないか（吹き付けの色飛び、テープ跡）
- 退色・変色

## 3) 転記欄

所有者 ①		使用者			
登録番号 ②		登録(検査)年月日 年③月④日		初度登録(検査)年月 年⑤月⑥	年もの(年式) 年⑤月⑥
車名 ⑦	認定型式(検査証型式) ⑧	通称名及びグレード ⑨			
通称型式(シリアルNo.) ⑩		⑪	エンジン(G.D.R.LP.HV)		定員 積載量 人⑫kg
車台番号 ⑬		ボディサイズ 長さ cm ⑭ 高さ cm			
車検有効期間 年⑮日 残月数(カ月)		自賠責保険 年⑯日 残月数(カ月)	MC ⑯	型式指定番号 ⑯	類別区分番号 ⑯
リサイクル券 有・無 (特記)		定期点検 整備記録簿 ⑯年⑰月⑱日 km	有 無 km		
⑳ 入庫時		保証書・整備手帳 取扱説明書 有 有 無	走行キロ km		

## ① 所有者、使用者

検査証等の所有者の氏名と、使用者の氏名を間違いなく転記する。

(個人情報に該当しますので、所属会社の指示に従って下さい)

## ② 登録番号

検査証の登録番号と現車の登録番号が一致していることを確認し、間違なく転記する。

## ③ 登録(検査)年月日

検査証等の登録年月日を転記する。

## ④ 初度登録(検査)年月

検査証の初度登録年月を転記する。

## ⑤ 年もの

査定する年に登録されたものを当年もの、前年中に初度登録されたものを1年ものとして記入する。

## ⑥ 使用月数

初度登録の翌月から数えて査定日までの月数。

## ⑦ 車名

検査証の車名を記入する。

## ⑧ 認定型式

検査証記載の型式

## ⑨ 通称名およびグレード

通称名とグレードを並記する。

⑩ 通称型式（シリアルNo）

ネームプレート、型式指定、類別区分などにより確認し記入する。

米国車はシリアルNoを記入する。

⑪ エンジン

該当するものに○を付ける項目

G = ガソリンエンジン

D = ディーゼルエンジン

R = ロータリーエンジン

L P = L P G 車

H V = ハイブリッド

記入を要する項目

型 = エンジンの登録型式

$\ell$  = 排気量

⑫ 定員・積載量

検査証から転記する。

⑬ 車台番号

検査証と現車の一致を確認して記入する。

⑭ ボディサイズ

検査証から転記する。

⑮ 車検有効期間

検査証等から有効期限を転記し、残月数は査定日の翌月同日までを1ヵ月とし、端数日数は切捨てて計算し記入する。

⑯ 自賠責保険

保険証から有効期限を転記する。残月数は車検残と同じ考え方で計算する。

⑰ M C

マイナーチェンジの前か後かに○を付ける。

⑱ 型式指定番号、類別区分番号

検査証から転記する。

⑲ 定期点検記録簿

記録簿の有無について記入し、最終点検整備時の年月日及び走行キロ数を記入する。

⑳ リサイクル券が有か無かに○を付ける。

車検時走行キロを検査証等から転記する。

3 査定業務実施店は、賛助会費に関する規程に基づき賛助会費を納めるものとする。

(査定の方法)

第6条 査定業務実施店は、中古自動車の査定に際し、協会が別に定める中古自動車査定基準に基づき査定士に査定を行わせるものとする。

(情報の収集等)

第7条 協会は、査定業務実施店及び査定士に対し、査定を行うために必要な情報を提供するとともに、査定業務実施店から中古自動車の販売価格等の実績及び情報の収集を行うものとする。

(査定料金の受領)

第8条 査定業務実施店は、中古自動車の査定を行ったときは、所要の査定料金を受領することができる。

(査定証の交付等)

第9条 査定業務実施店は、査定料金を受領したときは、査定依頼者に対し、査定価格を証明する査定証（様式査-3-(1)）を交付するものとする。

2 前項の場合、査定依頼者から要求を受けたときは、個別査定書に基づいて査定価格の算定の内容を説明するものとする。

(個別査定書の保管等)

第10条 査定業務実施店は、中古自動車を査定の際に作成した個別査定書は、保管しておかなければならぬ。

2 協会は、必要に応じて個別査定書を調査できるものとする。

(査定業務実施確認書等の返納)

第11条 査定業務実施店が、査定業務を実施しなくなったとき、又は所属査定士がいなくなったときは、第5条第2項により交付された査定業務実施確認書及び査定業務実施店であることを証する標板を協会に返納するものとする。

(査定業務実施店の除名)

第12条 協会は、査定業務実施店が、賛助会費に関する規程第4条に該当するときは、除名することができる。

### 第3章 査 定 士

(査定士の種類)

第13条 査定士の種類は、次のとおりとする。

小型車査定士……乗用車、商用車及び最大積載量4t未満の貨物車の査定を行うことができる者。

(ただし、運転免許の範囲内)

大型車査定士……上記以外の自動車の査定を行うことができる者。

(査定士の登録、管理)

第14条 協会は、技能検定に合格した者のうち前条の査定士の種類に応じて次の各号の条件を充たすことを確認のうえ、その氏名、住所、所属会社名、その他必要な事項を査定士登録簿（様式査-4）及び査定士管理システムに登録し登録査定士（以下、査定士という。）として管理する。

- (1) 技能検定に合格し、年齢18歳以上に達した者
- (2) 協会又は査定業務実施店に所属している者
- (3) 普通自動車第一種運転免許以上を取得している者

ただし、大型車査定士にあっては、大型第一種運転免許以上を取得している者

2 合格後、各号の条件を充たしていないものは、査定士管理システムに非登録者として登録し管理する。

(査定士証の交付)

第15条 協会は、前条により査定士として登録を行った者に対し、当該査定業務実施店を通じ、査定士証（様式査-5）を交付する。

2 協会は、前条2項の非登録者より前条(1)～(3)項の条件を充たした旨の申し出を受けた場合、合格年月日より3年未満の者に査定士証を交付する。ただし、合格後3年以上非登録の者は、別に定めるところにより審査のうえ交付するものとする。

3 協会は、査定士が査定士証を紛失し、破損し又は汚損等したことにより、再交付の申し出を受けたときは、当該査定業務実施店を通じ、再交付する。

4 査定士証の交付手数料は、別に定める額とする。

(査定士証の記載内容の変更等)

第16条 協会が交付する査定士証の有効期間は、3年とする。

2 査定士の資格取得年度と登録年度が異なる場合は、初めて登録した年度と同じにする他の査定士の査定士証の有効期間と同一とする。

3 査定士証の更新は、別に定めるところにより審査のうえ行うものとする。

(査定士証の記載内容の変更等)

第17条 査定業務実施店は、所属査定士の査定士証に記載された事項に変更が生じたときは、速やかに、協会にその変更事項を申し出るものとする。

2 協会は、前項の申し出を受けたときは、ただちに、査定士証の記載内容を変更するとともに、査定士登録簿及び査定士管理システムの記載内容を変更するものとする。

3 査定業務実施店は、所属査定士が自動車の運転免許を喪失したとき、又は退職したときは、速やかに、協会にその旨を申し出るものとする。

4 協会は、前項の申し出を受けたときは、査定士の登録を取り消し、査定士証を返納させるものとする。

5 前項により査定士の登録を取り消され、査定士証を返納した非登録者が、再び自動車の運転免許を取得したとき、又は査定業務実施店に所属することとなったときは、当該査定業務実施店は、ただちに、協会にその旨を申し出るものとする。

6 協会は、前項の申し出を受けたときは、別に定めるところにより審査のうえ査定士の登録及び査定士証を交付するものとする。

7 前項により査定士証を交付するときの有効期間は、再登録する年度の更新対象者と同じとする。

(査定士証の有効期間切れ)

第18条 協会は、査定士の有効期間が過ぎた場合は、当該査定士の登録を取り消すものとする。

2 当該査定業務実施店は、前項により登録が取り消しとなった非登録者が、再び登録する場合は、協会にその旨を申し出るものとする。

3 協会は、前項の申し出を受けたときは、別に定めるところにより審査のうえ査定士の登録及び査定士証を交付するものとする。

4 前項により査定士証を交付するときの査定業務実施店は、所属査定士の査有効期間は、再登録する年度の更新対象者と同じとする。

(査定士の遵守事項)

第19条 査定士は、中古自動車の価格の査定をするときは、協会が別に定める中古自動車査定基準に基づき適正に行うものとする。

2 査定士は、優れた専門知識、技能を維持するとともに社会的責務を自覚して査定を行い、査定依頼者の疑義に誠実に答えなければならない。

3 査定士は、査定士証の提示を求められたときは、これに応じなければならない。

(査定士の登録の取消)

第20条 査定士が、次の各号の1に該当する行為を行ったときは、協会は、査定士の登録を取り消し、査定士証を返納させるものとする。

(1) 査定業務に関し不正があったとき

(2) 査定業務に関し不当な金品、その他の経済利益を受けたとき

(3) 査定業務上知り得た秘密を漏らし、査定依頼者又は取引当事者に著しく不利益を与えたとき

## 第4章 技能検定

(技能検定の種類)

第21条 協会は、第13条の種類毎に技能検定を行う。

(技能検定の実施)

第22条 技能検定は、中古自動車の査定に必要とする自動車関係法規、自動車の機能・構造・取扱いに関する事項、中古自動車査定基準に関する知識及び査定の技能を有しているかについて、次の学科及び実技の2科目について、別記水準による試験を行う。

(1) 学科試験

(イ) 中古自動車査定制度

(ロ) 中古自動車査定基準、同細則及び加減点基準

(ハ) 自動車の構造、機能及び取扱い

(ニ) 保安基準、その他自動車に関する法規

(ホ) その他査定に関する事項

(2) 実技試験

別に定める方法による査定実技

## 2. 中古自動車査定制度運営規程細則

### (目的)

第1条 この細則は、中古自動車査定制度運営規程（以下「規程」という。）を円滑に実施するため必要な事項の細目を定める。

### (個別査定書の保管期間)

第2条 規程第10条第1項の個別査定書（カーチェックシート）の保管期間は、1年とする。

### (査定士証交付手数料)

第3条 規程第15条第4項の査定士証交付手数料は、1,500円とする。

### (査定士証更新及び再登録の審査基準)

第4条 規程第15条第2項、第16条第3項、第17条第6項及び第18条第3項の審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 協会が査定技能の向上、維持のために実施する研修会又はeラーニングを受講していること
- (2) 協会又は査定業務実施店に所属していること
- (3) 自動車の運転免許を有していること

### (試験の方法)

第5条 規程第22条の技能検定試験の方法は、次のとおりとする。

- (1) 試験は、学科、実技ともに同日に行う
- (2) 実技試験は、加減点基準を使用し、実車を想定した机上査定をもって行う

### (試験場所)

第6条 試験は、協会支所毎に設置した場所において行う。

### (合格基準)

第7条 規程第23条の合格基準は、原則として正解率70%以上とする。

### (研修及び受講料)

第8条 規程第24条の(3)の学科並びに机上査定の研修又はeラーニングの提供は、技能検定試験実施前2ヵ月以内に、協会支所毎に行う。

- 2 協会支所は、当該研修の日時、場所を定め、技能検定受験者に通知して実施するものとする。
- 3 前項の研修の教程、時間は、別紙1のとおりとする。
- 4 受講料は、学科研修にあっては、1日当り2,500円、机上査定研修にあっては、1日当り3,000円とする。なお、教材費として別途実費を徴収する。

### (受験の手続及び受験料)

第9条 規程第25条第3項の受験料は、4,500円とする。

(8) 技能検定申請書(様式 検-1)、(9) 受験票(様式 検-2)

# 一般財団法人日本自動車査定協会 中古自動車査定士技能検定申請書

<b>J/A/I</b>		①～⑧の枠内をご記入ください。					
①受験の種類	②【既・査定士番号】(10桁) すでに他の査定士資格をお持ちの方は査定士番号をご記入ください。						申請日 年 月 日  支所名 ※支所記入  受験番号(5桁) ※支所記入
	<b>3. 小型</b>	<b>4. 大型</b>	<b>5. 車両</b>	<b>6. 自宅</b>	<b>7. 所属会社名</b>		
	<b>8. 氏名</b> (姓)	(名)	年	月	日		
③フリガナ		⑤生年月日 (西暦)					
⑥自宅住所		TEL					
⑦所属会社名		企業コード※支所記入					

※登録できない文字については、JIS規格第2水準を参考に一部置き換え記録表示します。

また、置き換え不可能な文字につきましては、カタカナで記録表示します。

支所審査 ※支所記入	運転免許証	普通	準中型	中型	大型	その他確認書類	書類名
---------------	-------	----	-----	----	----	---------	-----

## 【個人情報の取り扱いについて】

この申請書により収集された個人情報は、個人情報保護法等の規定により、技能検定試験及び査定士管理以外には使用致しません。また本人の合意無く第三者に開示、提供することはありません。

(個人情報に関する基本方針は、協会ホームページ<http://www.jaai.or.jp>に掲載しています。)

○一般財団法人日本自動車査定協会の個人情報の取り扱いについてご同意の上、本書をご提出ください。

## 中古自動車査定士技能検定

### 受 験 票

※支所記入		受験番号(5桁) ※支所記入	
学科研修	机上査定研修		
		⑧氏名	
		支所名 ※支所記入	
		一般財団法人日本自動車査定協会	

○試験実施日

年 月 日

○試験結果は、月 日 <http://jaai.or.jp>にてご確認ください。

## 付1. 査定業務に日常関連する書式

## (1) 自動車検査証等

(JIS A4版)

**自動車検査証**

自動車登録番号又は車両番号		初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	型式指定番号	類別区分番号
		(2)	(3)	(4)			(12)
車名		車体の形状					
		(5)					
車台番号		燃料の種類					
(10)		燃耗気量又は定格出力					
型式		形 物 品 式	前輪軸重	後輪軸重	往前軸重	往後軸重	高さ
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	kg	kg	kg	kg
(6)	(7)	(8)	(9)				
使用者の氏名又は一名牌							
(14)							
<b>備考</b>							
(17)							
国土交通省							

**自動車検査証記録事項**

記録年月日							
424230105077							
自動車検査証記録事項							
1. 基本情報							
自動車登録番号又は車両番号		(10)					
車台番号		初度登録年月	(1) 年 月	初度登録年月	(2) 年 月	有効期間の満了年月	(16) 年 月
2. 所有者・使用者情報							
所有者の氏名又は名称		(13)					
所有者の住所		〔 〕					
使用者の氏名又は名称		(14)					
使用者の住所		〔 〕					
使用の本拠の位置		(15)					
3. 車両登録情報							
車名		〔 〕					
型式		運動機の型式					
自動車の種別	(3)	用途	(4)	自家用・事業用の別	自家用		
車両の形状	(5)	〔 〕	乗車定員	(6)	最大積載量	(7)	kg
車両重量	(8)	車両総重量	(9)	長さ	幅	(11)	kg
前輪軸重	kg	前輪軸重	kg	後輪軸重	kg	後輪軸重	kg
燃料の種類		型式指定番号	(12)	類別区分番号			
4. 備考							
(17)							
【注意事項】 記録事項はシステム登録時点の情報となります 画面ID: [ ]							

- ① 【登録年月日】 登録した日を記載しています。
- ② 【初度登録年月】 その車が、初めて登録をした年月が記載されます。基本価格に適用する年度はこの年月を基にします（国産車）。
- ③ 【自動車の種別】 (11)欄のサイズと排気量によって小型・普通に区分されます。
- ④ 【用途】 その車の主な使用目的です。人を乗せるのが乗用、荷物を運ぶものが貨物、特種な構造・装置が付いていれば特種となります。
- ⑤ 【車体の形状】 一般的な形の呼び名です。乗用車なら箱型・幌型・ステーションワゴンに区分されています。
- ⑥ 【乗車定員】 その自動車に乗ることができまする人員数で、運転者も含みます。12才未満の子供1.5人が12才以上の者1人に相当するものとして計算されます。
- ⑦ 【最大積載量】 貨物車に荷物をどれだけ積めるかの上限を表示しています。
- ⑧ 【車両重量】 燃料を満タンにした状態の車両の重さです。
- ⑨ 【車両総重量】 車両重量 + (乗車定員 × 55kg) + 最大積載量（貨物の場合）です。
- ⑩ 【車台番号】 通称フレームナンバー。登録番号と共に、その車を特定する基本となります。査定の際は同一性の確認事項です。

- ⑪ 【長さ・幅・高さ・排気量・燃料の種類】 この欄の数值で、自動車の種別（小型・普通）が決まります。
- ⑫ 【型式指定・類別区分番号】 型式指定車（型式の指定を受けた車）だけが番号を持ち、車のグレードを表します。改造すると番号は削除されます。
- ⑬ 【所有者】 この欄に記載された所有者が、登録の申請人となります。名変の際は名称・住所に注意。
- ⑭ 【使用者】 新規・継続・構造変更検査の申請人となり、また、使用している車が保安基準に適合するように管理する義務があります。
- ⑮ 【使用の本拠の位置】 車を使用する人、または法人等が所在する住所を指します。個人ですと車庫証明の申請人と同じ住所ですが、法人の場合は支店や営業所の住所を使用の本拠とする事があります。
- ⑯ 【有効期間】 自動車検査証記録事項の有効期間を表示しています。
- ⑰ 【備考】 登録内容や規則事項また、車検時走行キロ数を表示しています。  
※車検時走行キロ数は普通自動車および小型自動車は平成16年1月、軽自動車は平成21年1月から表示されており、下二桁の数値は「00km」となっています。  
(例) 車検時実走行キロ数→備考欄表示キロ数

35,482km 35,400km